

定款

一般社団法人ペアチル

令和6年8月16日 版

第1章 総 則

(名 称)

第1条当法人は、一般社団法人ペアチルと称する。

(主たる事務所)

第2条当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目 的)

第3条当法人は、ひとり親家庭と子の自立支援を行うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) Webサービスを用いたオンラインコミュニティの企画、運営及び管理業務
- (2) インターネット等の通信ネットワーク及び電子技術を利用した各種情報提供サービス及び情報収集サービス
- (3) 専門家などを交えた相談事業及びスキル習得に向けた支援の企画、運営
- (4) 求人、求職情報提供サービスの企画、運営及び管理業務
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公 告)

第4条当法人の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(入 社)

第5条当法人の目的に賛同し、次の各号のいずれかに該当する者で、理事会の承認を得たものを社員とする。

- (1) ひとり親家庭の当事者または支援者
- (2) 当法人の事業に関連する分野の専門家
- (3) その他理事会が適当と認めた者

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。

- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退 社)

第8条社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第9条当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名または名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社 員 総 会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内の開催とし、年1回とする。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事が理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況を監査した結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見し、社員総会に当該事実を報告する必要があると認めた場合において、監事から招集があったとき。

(構成)

第12条 社員総会は、社員をもって構成する。

2 理事、監事、総会に出席し、意見を述べるものとする。

(権能)

第13条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(特別の利害関係を有する場合の決議からの除外)

第14条 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、記名又は押印しなければならない。

3 社員総会の議事については、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(開催地)

第16条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。なお、参加にあたっては、ウェブ会議、テレビ会議、音声会議等でのシステムによつての参加も可能とする。

(招集)

第17条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第19条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(決議の省略)

第21条 理事が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が、社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第4章 役員

(員数)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 1名以上

(2) 監事 1名以上

(選任等)

第24条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

3 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

4 監事は、社員総会の決議によって選任する。また、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(代表理事・職務権限)

第26条 当法人は、代表理事 1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(理事)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(代表理事)

第28条 代表理事の職務権限は、法令及び定款に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 代表理事としてこの団体を代表し、その業務を総理する。

(2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

2 代表理事以外の理事は、団体の業務について、この団体を代表しない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(役員の報酬)

第30条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第31条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第32条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(役員の解任)

第33条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただ

し、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第5章 理事会の運営に関する規程

(権能)

第34条 理事会は、定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(開催)

第35条 この法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

通常理事会は、毎事業年度終了3ヶ月以内に開催し年1回とする。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 定款の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。

2 理事会を招集するときは、開催日の7日前までに、各理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載又は記録した書面又は電磁的記録をもって通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる

(開催地)

第37条 理事会は、主たる事務所の所在地において開催する。なお、参加にあたっては、ウェブ会議、テレビ会議、音声会議等でのシステムによつての参加も可能とする。

(議長)

第38条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該理事会において、議長を選出する。

(議決)

第39条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別の利害関係を有する場合の決議からの除外)

第40条 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、記名又は押印しなければならない。

(決議の省略)

第42条 理事が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第43条 理事が、社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

第6章 基金

(基金の拠出)

第44条 当法人は、社員または第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第45条 基金の募集、割り当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第46条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第47条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第7章 計 算

(事業年度)

第48条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第49条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に順じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第50条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が解散(合併または破産による解散を除く)したときに残存する財産は、これを東京都に帰属させる。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第52条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年9月30日までとする。

(設立時の理事、代表理事)

第53条 当法人の設立時理事及び代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 南 翔伍

設立時理事 松本 悠幹

設立時理事 松本 和子

設立時代表理事 南 翔伍

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第54条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都文京区千石4丁目43番8号 creal文京千石801

設立時社員 南 翔伍

住所 東京都杉並区南荻窪4丁目17番6号 レンテ102
設立時社員 松本 悠幹

(法令の準拠)

第55条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

令和4年9月15日

以上、一般社団法人ペアチル設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

設立時社員 南 翔伍



設立時社員 松本 悠幹



附 則

第1条 この規則は、令和5年11月1日より施行する。

第2条 この規則を変更する場合は、職員の過半数を代表する者の意見を聴くものとする。